

児童クラブ利用負担金の納入方法について

利用負担金の納入方法を記入し、入会申請書と一緒に提出してください。

納入方法	該当する方	手續方法について
1 口座振替 【新規】	・初めて児童クラブを利用する方 ・以前、納付書での納付で、口座振替に変更する方	後日、『市税等預金口座振替依頼書』を入会許可証と一緒に送付いたしますので、 <u>御希望の金融機関でお申し込みください。</u>
2 口座振替 【継続】	・前年度からの継続または以前児童クラブを利用した方で、以前と同じ口座から振替を希望する方	特に手續は必要ありません。
3 口座振替 【きょうだい】	・現在または以前、きょうだいが児童クラブを利用し、同じ口座から振替を希望する方	特に手續は必要ありません。
4 納付書	・納付書での納入を希望する方	毎月、子育て支援課から納付書を発行します。お近くの金融機関、あるいは、三条、栄、下田庁舎の窓口で、その都度お支払いください。

※利用負担金は、原則、口座振替でお願いします。

※利用負担金は、月額4,000円です。

(月途中の入退会は許可期間での日割りとなります。きょうだい同時入会等の減免制度があります。)

※納入期限は、利用月の翌月末となります。納期限までに納入がない場合、督促料及び遅延損害金が発生します。

問合せ先：
子育て支援課 幼児・児童係 ☎45-1115

..... きりとり

児童クラブ利用負担金の納入方法について

児童クラブ名：_____ 児童クラブ 児童名：_____ (年生)

納入方法： 1 口座振替【新規】 2 口座振替【継続】 3 口座振替【きょうだい】
4 納付書

※御希望の納入方法に○印を付けてください。

入会申請書と一緒に提出してください。